

1 保育所等認可の基本方針について

和歌山市では保育所の認可について、和歌山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の審議を経て平成12年12月に基本方針を定め、対応してきました。(別紙1)

これは、認可保育所については、当時、待機児童がない状況のもとでは、既存の保育所だけで保育需要を満たすことができるという考えのもとに決定したものです。

平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度では、保育を実施する施設は保育所のほか家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業)、幼保連携型認定こども園が想定されており、新制度の準備のため平成26年度中にこれらの認可申請を和歌山市で受け付けていくことになります。

改正後の児童福祉法及び認定こども園法では、保育所のほか家庭的保育事業等、幼保連携型認定こども園の認可に関しては、客観的な認可基準に適合している場合は、欠格事由に該当する場合を除き、市町村が認可することになっていますが、供給過剰による需給調整が必要な場合は認可をしないことができるとなっています。

また、これまで和歌山市では保育所入所児童数が平成22年度以降毎年、増加し、平成25年度中に3歳未満児の待機児童が発生している状況であり、保育を必要とする児童の受入施設の増強が必要となっています。

これらのことから、平成12年12月に定めた保育所の認可に関する和歌山市の基本方針を廃止し、子ども・子育て支援新制度のもとでは、保育需要に対する十分な供給能力の確保に重点を置く一方で、供給過剰にならないよう留意しながら、児童福祉法、認定こども園法の規定に基づき認可を取り扱っていくこととします。

2 その他

平成27年4月に改正・施行される児童福祉法に基づき、保育所、家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業)を認可をしようとするときは社会福祉審議会児童専門分科会の意見を聞くものとします。

和社児福第2号
平成12年12月21日

和歌山市社会福祉審議会
委員長 藤下繁男 様

和歌山市社会福祉審議会
児童福祉専門分科会
会長 中俊博

保育所の設置認可に係る規制緩和について（報告）

平成12年11月21日付、和社審第7号の審査依頼に対して、慎重に審議した結果、当専門分科会は下記のように議決しました。

- 保育所の設置認可に係る規制緩和について
原案どおり議決しましたので報告いたします。

別添

- 1 案件名 保育所の設置認可に係る規制緩和について
- 2 概要 平成12年3月30日付児発第295号「保育所設置認可等について」(厚生省児童家庭局長通知)において、従来、社会福祉法人に対し行われていた保育所の設置認可が、待機児童の解消等の観点から、本年4月1日より規制緩和されております。
- 3 和歌山市の基本方針
 - (1) 設置認可が必要な件について既存の無認可保育所（託児所は含まない。）の認可については認める。
理由 ① 潜在的保育待機児童が見込まれる為、既存の認可保育所への影響はないと考えられる。
② 入所児童の処遇改善が必要である。（これまでも、立ち入り調査を市、認可施設とするよう指導してきた経緯がある。）
③ 認可にあたっては、認可基準に合致するよう、協議を重ね、施設職員等が基準を満たせば、設置認可申請書を提出していただき審査をし、認可を行う。
 - (2) 新規参入者の設置認可については認めない。
理由 ① 待機児童の解消のための規制緩和であり、本市としては、少子化対策の事業として、待機児童の解消を図るべく、民間保育所の施設・設備整備助成事業を12年度・13年度の2カ年で実施、また、既存保育所の活用、定員の弾力化等を図っている中で待機児童の解消を図れるものと考えております。
② 市立保育所の一部保育所については、充足率が100%を越えているところがありますが、他のところは、充足率が低いため、入所が可能となっております。